

○立命館大学個人研究費取扱規程

2002年11月8日

規程第521号

(趣旨)

第1条 本規程は、本大学の教員の個人研究費の取扱いについて定める。

(目的)

第2条 個人研究費は、本大学の教員に対して個人の日常的な研究を助成することにより本大学の研究水準の維持向上、研究の高度化に資することを目的として配分する。

第3条 削除

(配分対象)

第4条 個人研究費の配分対象は、雇用期間の定めのない大学教員（外国語専任講師および理工系基礎教育専任講師を除く）、任期制教員、特別任用教員、特命教員および継続雇用教員とする。

(配分額)

第5条 個人研究費の配分額は、39万円（年間）とする。年度途中における任用または退職の場合も同額とする。

(執行範囲)

第6条 個人研究費の執行範囲は、日常的な研究活動に直接必要な経費とする。

(執行期間)

第7条 個人研究費の執行期間は、当該年度の4月1日から定められた期日までとする。ただし、年度途中の任用にあつては任用日以前の執行は認めない。また、年度途中の退職にあつては退職日以降の執行は認めない。

2 個人研究費の執行については、当該年度限りとし、その残額を次年度に繰り越すことはできない。

(休業等の取扱い)

第8条 1年度の全日を休職を命じられ、休暇を与えられ、または休業をする（以下「休業等」という。）者には、当該年度の個人研究費を配分しない。ただし、産前産後休暇を与えられ、または育児休業もしくは介護休業をしている者については、本人からの申請にもとづき、個人研究費を配分することがある。

2 休業等の期間中は個人研究費の執行は認めない。

3 前項にかかわらず、第1項ただし書により個人研究費を配分したときは、本人からの申請にもとづき、旅費および交通費を除き、執行を認めることがある。

(設備等の帰属)

第9条 個人研究費により購入した物品は、学校法人に帰属する。ただし、在職中は各自の専用とすることができる。

(報告書の提出)

第10条 個人研究費を配分された者は、年度末に研究経過報告書および次年度研究計画書を提出しなければならない。

第11条 削除

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、個人研究費の執行および手続に関する事項は、研究を担当する副学長が手引きに定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て大学協議会が行う。

附 則

この規程は、2003年4月1日より施行する。ただし、第8条の適用は施行日以降に休職発令された者とする。

附 則 (2006年4月1日機構改革に伴う一部改正)

この規程は、2006年7月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2007年3月23日学校教育法の一部を改正する法律等にもなう一部変更)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年10月24日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月24日から施行する。

附 則 (2013年9月20日支給対象の変更に伴う一部改正)

この規程は、2013年10月1日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 (2016年7月22日休業等の取扱いの変更等に伴う一部改正)

この規程は、2016年7月22日から施行する。ただし、改正後の第8条は、2016年7月1日に産前産後休暇を与えられ、または育児休業もしくは介護休業をしている者から適用する。

附 則 (2019年3月15日種類の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。